

和泉市告示第72号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和7年4月1日から実施する。

なお、平成19年和泉市告示第118号は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月26日

和泉市長 辻 宏康

記

第1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造(以下「併用構造」という。)の建築物で、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知(新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。)に係る部分が次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

第2 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

第1に規定する建築物(一の申請等において、2以上の建築物が該当する場合は建築物ごととする。次号において同じ。)のうち、申請等に係る部分が法第20条第1項第1号から第3号までの建築物の区分に該当する場合については、基礎(一棟の基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区(エレベーターピットの底盤、屋外階段の基礎その他建築物の主たる基礎でない工区を除く。))の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、建築物(法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる工事(同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区(特定主要構造部を含むものに限る。))を特定工程とする。

項	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事(当該工事完了時において構造耐

		力上主要な部分である軸組み等に関する工事が完了していない場合又は当該建築物の屋根に小屋組がない場合は建方工事とし、構造耐力上主要な部分及び接合方法が目視できる工程に限る。)
2	鉄筋コンクリート造	1階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事
3	鉄骨造	建方工事(第1節(主として柱を基礎等に緊結する部分)の建方工事に限る。)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事
5	その他の構造	建方工事
6	併用構造	併用する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造物の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)

第3 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

基礎に関する特定工程については、当該工程において配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(以下「コンクリート打設工事」という。)を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構 造	特 定 工 程 後 の 工 程
1	木造	内装工事
2	鉄筋コンクリート造	1階立ち上がり部のコンクリート打設工事
3	鉄骨造	内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階立ち上がり部のコンクリート打設工事
5	その他の構造	内装工事
6	併用構造	第2第2号の規定により特定工程とした工事に係る構造に対応する前各項の構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

第4 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に申請等がされた建築物について適用し、この告示の適用前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

第5 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

- (1) 特定工程を含む建築物が法第68条の20第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる場合
- (2) 建築物が法第85条の適用を受ける場合